

相談所だよ

塩尻中小企業相談所

塩尻商工会議所 塩尻市大門一番町12番2号 えんぱーく406

電話番号：0263-52-0258 FAX：0263-51-1388

桧川支所 塩尻市木曽平沢2221-1

電話番号：0264-34-2153 FAX：0264-34-2593

【塩尻商工会議所ホームページURL <http://www.shiojiri.or.jp>】

個人事業主税務個別相談会開催

決算申告・消費税申告の個別相談会を下記の日程で開催します。御利用ください。

◎ 会場別開催日程

塩尻商工会議所（えんぱーく4階） 会議室 （3月10日、11日の2日間は、市民交流センターえんぱーく4階 401会議室）					塩尻市広丘公民館 1階会議室	塩尻市桧川公民館 2階和室
2月17日（月）	2月18日（火）	2月19日（水）	2月20日（木）	2月21日（金）	2月17日（月）	
2月24日（月）	2月25日（火）	2月26日（水）	2月27日（木）	2月28日（金）		2月25日（火）
3月3日（月）	3月4日（火）	3月5日（水）	3月6日（木）	3月7日（金）	3月3日（月）	
3月10日（月）	3月11日（火）	3月12日（水）			3月10日（月）	3月11日（火）
全18日					全3日	全2日

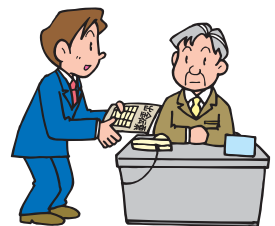
◎受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時（相談会は午後4時30分迄開催します）

お願い：原則として所得（特典控除前）400万円以下の方に限ります

◎必要書類

【所得税】 税務署より送付されている書類・関係諸帳簿・印鑑、国民年金、国民健康保険等各種控除証明書
減価償却資産資料（固定資産台帳等、償却資産も含む）

【消費税】 税務署より送付されている書類・印鑑
過去2年分の確定申告書・決算書・関係諸帳簿



記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を有する白色申告者の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

◎対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

7年保存	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
5年保存	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）、決算に関して作成した棚卸表その他の書類、業務に関して作成し、又は受領した請求書・納品書・送り状・領収書などの書類

平成26年4月1日より改正されます

1. 消費税の引き上げ

消費税及び地方消費税について、次のとおり引き上げることとされました。

運用開始日 区分	現 行	平成26年4月1日
消費税率	4. 0 %	6. 3 %
地方消費税額	1. 0 % (消費税額の25/100)	1. 7 % (消費税額の17/63)
合計	5. 0 %	8. 0 %

引き上げ後の税率は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以降に行われる資産の譲渡等について適用されます。



2. 印紙税の見直し

(1) 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭、又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(2) 「不動産の譲渡に関する契約書」又は、「建設工事の請負に関わる契約書」に係る印紙税

① 「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が平成26年3月31日まで延長されます。

② 「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」に係る税率が次のとおり引き下げられます。

《改正の概要》

契約金額				特例税率	改正後
不動産の譲渡に関する契約書		建設工事の請負に関する契約書		(平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日以降)
1万円以上	10万円以下	1万円以上	100万円以下	200円	200円
10万円超	50万円以下	100万円超	200万円以下	400円	200円
50万円超	100万円以下	200万円超	300万円以下	1千円	500円
100万円超	500万円以下	300万円超	500万円以下	2千円	1千円
500万円超		1千万円以下		1万円	5千円
1千万円超		5千万円以下		1.5万円	1万円
5千万円超		1億円以下		4.5万円	3万円
1億円超		5億円以下		8万円	6万円
5億円超		10億円以下		18万円	16万円
10億円超		50億円以下		36万円	32万円
50億円超				54万円	48万円
契約金額の記載のないもの				200円	200円

(2)の改正の①については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書について適用されます。②については、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書について適用されます。